

会議の名称	津山・英田圏域地域医療構想調整会議
設置根拠	津山・英田圏域地域医療構想調整会議設置要綱
設置年月日	平成28年3月1日
目的	医療法第30条の14の規定に基づき、津山・英田保健医療圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整を行う。
委員数、役員及び任期	委員数：52名 役員：議長1名、副議長3名 任期：2年（令和4年3月1日～令和6年2月29日）
所掌事務	1 地域医療構想の策定及び実現に関する事項 2 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項 3 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項 4 医療介護総合確保推進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項 5 その他、目的を達成するために必要な事項
公開、非公開	○会議：原則公開 ○議事録等：公開
開催状況	平成28年度：2回 平成29年度：2回 平成30年度：4回 令和元年度：4回 令和2年度：新型コロナの影響で開催なし 令和3年度：書面開催1回 令和4年度：3回 【協議内容】 ・国・県の動向 ・津山・英田圏域の状況 ・病床機能報告について ・鏡野国民健康保険病院の新築移転について ・地域医療構想を踏まえた対応方針について
事務局担当課	美作保健所企画調整情報課 TEL (0868) 23-0114